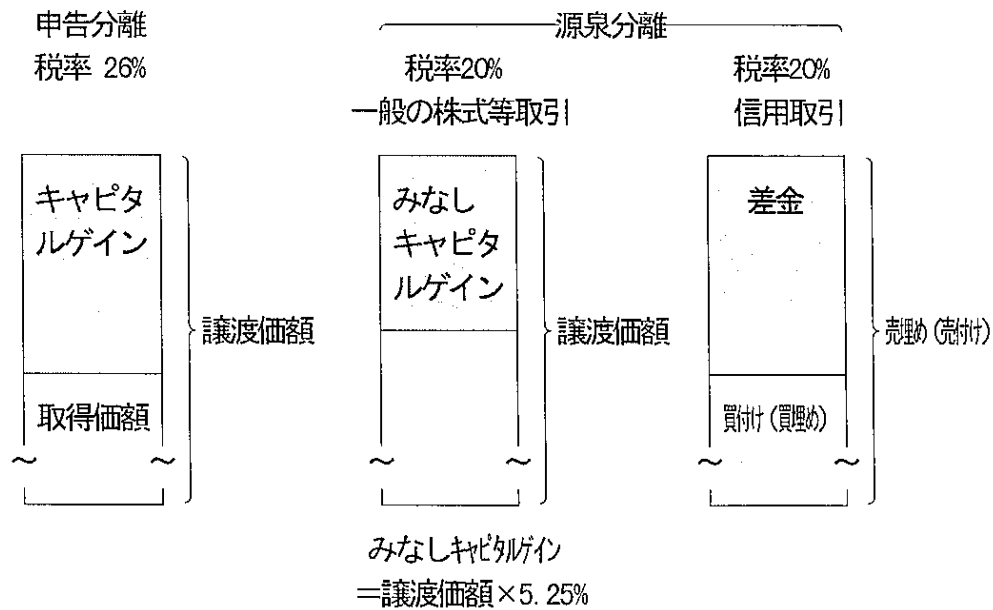


金融庁の平成13年度税制改正要望項目（平成12年8月）

1. 株式等譲渡益課税に係る税制措置
2. 企業組織再編に係る税制措置
  - (1) 会社分割・合併に係る税制の整備
  - (2) 連結納税制度の早期導入
  - (3) 持株会社設立等に係る税制措置
3. 市場基盤の整備等に資する税制措置
  - (1) 証券決済システムの改革に伴う税制措置
  - (2) 資産流動化関連税制の拡充
  - (3) 預金保険法改正に伴う税制措置
  - (4) 非居住者等が受け取るレポ取引に係る貸付金等の利子に対する源泉徴収の免除
4. 法人事業税の見直し
5. 金融商品にかかる税制措置
  - (1) 生損保控除等
  - (2) 異常危険準備金制度の充実
  - (3) 企業年金の受給権保護を図る制度の創設等に伴う税制上の所要の措置
6. その他の要望項目

## 現行の株式等譲渡益課税の仕組み

・株式等に係る譲渡益について、申告分離課税方式と源泉分離課税方式の選択制



## 金融商品への課税制度の概要

区分	所得税		住民税		合計
	総合・分離	税率	総合・分離	税率	税率
預金利子等	源泉分離課税	15%	源泉分離課税	5%	20%
証券投資信託等の配当	源泉分離課税	15%	源泉分離課税	5%	20%
株式等の譲渡益	源泉分離課税 (みなし所得)	20%	非課税	—	20%
	申告分離課税	20%	申告分離課税	6%	26%